○明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例

昭和47年３月31日条例第３号

改正

昭和48年６月１日条例第28号
昭和49年６月11日条例第21号
昭和55年10月２日条例第39号
昭和57年12月23日条例第51号
昭和61年７月17日条例第20号
平成３年12月25日条例第42号
平成４年７月６日条例第39号
平成６年10月１日条例第27号
平成13年３月28日条例第８号
平成13年６月30日条例第18号
平成14年９月30日条例第32号
平成17年３月29日条例第12号
平成18年３月29日条例第21号
平成18年３月31日条例第35号
平成18年９月27日条例第55号
平成20年３月28日条例第14号
平成20年３月28日条例第19号
平成21年３月30日条例第13号
平成24年３月28日条例第９号
平成26年７月１日条例第25号
平成29年６月30日条例第20号

明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、高齢期移行者に対して医療費の一部を助成することにより、高齢期移行者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第１条の２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　高齢期移行者　65歳に達する日の翌日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。

（２）　医療保険各法の給付　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第７条第１項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

（３）　被保険者等負担額　疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国若しくは地方公共団体（保険者たる国及び地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合を除く。）における医療費のうち被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。）が負担すべき額（保険者（医療保険各法の規定により医療保険各法の給付を行うものをいう。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額）をいう。

（４）　医療機関等　健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局をいう。

（５）　市町村民税世帯非課税者　その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員につき、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの場合にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者

（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）をいう。

（６）　所得を有しない者　その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員につき、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第２項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第４項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

（対象者）

第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている高齢期移行者とする。

（１）　市内に住所を有する者であること。

（２）　市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が１月から６月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。）から公的年金等の収入金額に係る所得を引いた額（その額が零以下である場合には、零とする。）の合計額が800,000円以下であること。

（３）　医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であること。

（４）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、高齢者の医療の確保に関する法律、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の規定による保護、療養の給付又は医療費の助成を受けていない者であること。

（５）　次のいずれかに該当する者であること。

ア　所得を有しない者

イ　所得を有しない者以外の者であつて、介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項に規定する要介護状態（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第１条第１項第２号から第５号までに規定する状態に限る。）にあるもの

２　高齢期移行者が失業により著しく収入が減少した場合その他の規則で定める場合は、前項第２号及び第５号の規定は適用しないものとし、次条第１項の規定の適用に当たつては規則で定めるところによるものとする。この場合における医療費の助成の適用については、第４条の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

（医療費の助成）

第３条　市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

（１）　前条第１項第５号アに該当する対象者　被保険者等負担額に相当する額から医療費（健康保険法第76条第２項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えないものとする。以下同じ。）の100分の20に相当する額（外来の医療を受けた場合において、その額が１月に8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療を受けた場合において、その額が１月に15,000円を超えるときは15,000円とする。）を一部負担金として控除した額

（２）　前条第１項第５号イに該当する対象者　被保険者等負担額に相当する額から医療費の100分の20に相当する額（外来の医療を受けた場合において、その額が１月に12,000円を超えるときは12,000円とし、入院に係る医療を受けた場合において、その額が１月に35,400円を超えるときは35,400円とする。）を一部負担金として控除した額

２　前項の規定にかかわらず、対象者が失業により著しく収入が減少した場合、災害により多大な被害を受けた場合その他の規則で定める場合は、規則の定めるところにより、６月を限度として助成額の算出に当たり被保険者等負担額に相当する額から一部負担金を控除しないことができる。

３　第１項に規定する医療費につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときには、高齢者の医

療の確保に関する法律第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

（助成の適用）

第４条　前条の規定による医療費の助成は、次条に規定する認定により、第２条第１項に定める要件を備えた日から適用する。

（申請等）

第５条　医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による認定の申請があつたときは、その資格を審査し、第２条第１項に定める要件を備えていることを確認したときは、当該申請者に対して高齢期移行者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第６条　前条の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が医療機関等から診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（助成の方法）

第７条　医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによつて行う。

２　前項の規定にかかわらず市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に直接助成額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出義務）

第８条　受給者が氏名又は住所等を変更したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第９条　この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第10条　偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があると認めるときは、市長は、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（損害賠償との調整）

第11条　市長は、対象者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費に相当する金額を返還させることができる。

（委任）

第12条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年６月１日条例第29号）

この条例は、昭和48年８月１日から施行する。ただし、第２条中70才以上の者にかかる改正規定は、昭和48年７月１日から施行する。

附　則（昭和49年６月11日条例第21号）

この条例は、昭和49年８月１日から施行する。

附　則（昭和55年10月２日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年12月23日条例第51号）

１　この条例は、昭和58年２月１日から施行する。

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第３条の規定は、昭和58年２月１日以後に行われた医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（昭和61年７月17日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年４月１日から適用する。

附　則（平成３年12月25日条例第42号）

（施行期日等）

１　この条例は、平成４年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第３条及び次項の規定は、平成４年１月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この条例の施行の日から平成５年３月31日までの間は、改正後の条例第３条中「老人保健法第28条及び第28条の２」とあるのは「老人保健法等の一部を改正する法律（平成３年法律第89号）附則第５条の規定により読み替えられた老人保健法第28条」とする。

附　則（平成４年７月６日条例第39号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第２条及び第３条の規定は、平成４年７月１日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附　則（平成６年10月１日条例第27号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第３条（中略）の規定は、平成６年10月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成13年３月28日条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第３条の規定は、平成13年１月１日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附　則（平成13年６月30日条例第18号）

改正

平成14年９月30日条例第32号

（施行期日）

１　この条例は、平成13年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成15年６月30日までの間における医療費の助成対象者の要件については、この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第２条第３号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　当該年度分（４月から６月までの間に認定をする場合については、前年度分）の市民税が課せられていないもの

（２）　前年の所得（１月から６月までの間に認定をする場合については、前々年の所得）について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額が145万円を超えないもの

３　前項の規定は、施行日から平成15年６月30日までの間に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成14年９月30日条例第32号）

（施行期日）

１　この条例は、平成14年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条の規定は、平成14年10月１日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

３　改正後の条例第３条第１項の規定において、老人保健法第28条第１項第２号の規定を適用する場合は、前項の規定にかかわらず、平成15年１月１日以後に行われた医療に係る助成について適用し、

同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附　則（平成17年３月29日条例第12号）

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成17年７月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第３条の規定は、平成16年７月１日から適用する。

（経過措置）

３　第２条の規定による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第３条の規定は、平成17年７月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第１項第２号の改正規定は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日条例第35号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年９月27日条例第55号）

この条例は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日条例第14号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第２号の改正規定（「市民税が」を「市町村民税が」に改める部分を除く。）は、平成20年７月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日条例第19号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

（第５条の規定による改正に伴う経過措置）

６　第５条の規定による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例第３条の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月30日条例第13号）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

３　改正後の条例第２条第１項第２号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成23年６月30日までの間に限り、同号中「市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が１月から６月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。）から公的年金等の収入金額に係る所得を引いた額（その額が零以下である場合には、零とする。）の合計額が800,000円以下」とあるのは、「市町村民税世帯非課税者」とする。

附　則（平成24年３月28日条例第９号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成24年７月９日から施行する。ただし、第３条の規定については、平成24年７月１日から施行する。

（明石市老人医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

４　第３条の規定による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例の規定は、第３条の規定の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用する。

附　則（平成26年７月１日条例第25号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市老人医療費の助成に関する条例の規定は、65歳に達する日の翌日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である者に係る医療費の助成について適用し、65歳に達する日の翌日が施行日前である者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成29年６月30日条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

３　改正後の条例の規定は、65歳に達する日の翌日が施行日以後である者に係る医療費の助成について適用し、65歳に達する日の翌日が施行日前である者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（明石市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

４　明石市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>５　市長</td><td>明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）による高齢期移行者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>５　市長</td><td>明石市老人医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）による老人医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考
１　改正部分は、下線の部分である。
２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</td></tr>
</table>

（明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

５　明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とす	（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とす

る。 （１）～（４）　（略） （５）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）の規定による保護又は医療費の助成を受けていない者であること。 ２　（略） 以　下　略	る。 （１）～（４）　（略） （５）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、明石市老人医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）の規定による保護又は医療費の助成を受けていない者であること。 ２　（略） 以　下　略
備考 １　改正部分は、下線の部分である。 ２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 ３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

（明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

６　明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）の一部を次のように改正する。

改　　正	現　　行
（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている重度障害者とする。 （１）～（３）　（略） （４）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、高齢者の医療の確保に関する法律、明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）又は明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）の規定による保護、療養の給付又は医療費の助成を受けていない者であること。 （５）　（略） ２　（略） 以　下　略	（対象者） 第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている重度障害者とする。 （１）～（３）　（略） （４）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、高齢者の医療の確保に関する法律、明石市老人医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）又は明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16条）の規定による保護、療養の給付又は医療費の助成を受けていない者であること。 （５）　（略） ２　（略） 以　下　略
備考 １　改正部分は、下線の部分である。 ２　改正の欄に「（削　る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 ３　現行の欄に「（新　設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	